

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月30日（火）第3464号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○漁船保険付保義務発生		（水産振興課取扱い） 1
○農業振興地域の区域の変更		（農村振興課取扱い） 1
○平成30年度ふぐ調理師試験公告		（生活衛生課取扱い） 1
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第974号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、垂水加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第975号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、蒲生農業振興地域の区域（昭和60年2月13日鹿児島県告示第255号による変更後の区域）並びに加治木農業振興地域及び始良農業振興地域の区域（平成30年4月27日鹿児島県告示第534号による変更後の区域）を始良農業振興地域の区域とし、次のとおり変更する。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

始良農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課並びに始良市農政課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

平成30年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、平成30年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の日時
平成31年2月5日（火）午前10時から午後5時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）

3 試験の方法及び試験科目

(1) 筆記試験

ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）

イ 公衆衛生大意（法規を含む。）

(2) 実地試験

ふぐの処理及び鑑別に関する実技

4 受験資格

(1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定により調理師の免許を受けた後、県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師

(2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に関する知識及び技能を習得していると認めるもの

5 試験手数料

13,500円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 所定の受験願書

イ 調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦7センチメートル、横5センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）

エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書

4の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成30年11月19日（月）から同年12月7日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成30年12月7日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し郵送により合格証書を交付するとともに、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年10月30日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ゴッドイーターMP	株式会社サンセイアールアンドディ	8P0542
ぱちんこ遊技機	P 寄生獣MG	株式会社サンセイアールアンドディ	8P0644
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ必殺仕事人総出陣－A3	京楽産業．株式会社	8P0541
回胴式遊技機	S スーパーリノXZZ	山佐株式会社	8S0711